

全建事発第 111 号  
令和 5 年 1 月 18 日

各都道府県建設業協会  
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会  
専務理事 山崎 篤 男

総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置にかかる  
令和 5 年における評価基準の率について

平素は、本会の活動につき格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記措置については、国土交通省直轄工事において令和 4 年 4 月から運用されているところですが、令和 5 年の評価基準の率について改定は行わない旨、別紙のとおり、事務連絡を国土交通省本省より各地方整備局はじめ関係各位へ通知したことについて本会に対し、連絡がありました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件について、貴会会員企業の皆様に対して周知賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

- ・別紙 国土交通省内通知文

以 上

【担当】事業部 山中

TEL : 03-3551-9396

FAX : 03-3555-3218

E-mail : [jigyo@zenken-net.or.jp](mailto:jigyo@zenken-net.or.jp)

事務連絡  
令和5年1月12日

別記1のとおり

大臣官房会計課長  
大臣官房技術調査課長  
大臣官房官庁営繕部管理課長  
大臣官房官庁営繕部計画課長  
港湾局総務課長  
港湾局技術企画課長  
航空局予算・管財室長  
航空局航空ネットワーク部空港技術課長  
航空局交通管制部交通管制企画課長  
北海道局予算課長

「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（令和3年12月17日付財計第4803号）第2（1）及び（2）に定める率について

標記について、「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（令和3年12月17日付財計第4803号）第2（1）及び（2）に定める率について」（令和3年12月17日付財計第4804号）で通知されているところですが、「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（令和3年12月17日付財計第4803号）第2（1）及び（2）に定める率について」（令和4年12月28日付財務省法規課長事務連絡）が発出され、令和5年において、当該率の改定は行わない旨連絡があったので周知いたします。

なお、当該事務連絡を受け、「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（令和3年12月24日付国官会第16409号、国官技第243号、国営管第528号、国営計第150号、国港総第526号、国港技第65号、国空予管第677号、国空空技第381号、国空交企第210号、国北予第47号）の別紙2、7の1、7の2の評価基準に示す率について変更はございません。

別記 1

大臣官房会計課長 殿	中国地方整備局副局長 殿
大臣官房官庁営繕部長 殿	四国地方整備局長 殿
自動車局長 殿	四国地方整備局次長 殿
港湾局長 殿	九州地方整備局長 殿
航空局長 殿	九州地方整備局副局長 殿
北海道局長 殿	北海道開発局長 殿
国土技術政策総合研究所長 殿	北海道運輸局長 殿
国土技術政策総合研究所副所長 殿	東北運輸局長 殿
国土交通大学校長 殿	関東運輸局長 殿
国土地理院長 殿	北陸信越運輸局長 殿
海難審判所長 殿	中部運輸局長 殿
東北地方整備局長 殿	近畿運輸局長 殿
東北地方整備局副局長 殿	中国運輸局長 殿
関東地方整備局長 殿	四国運輸局長 殿
関東地方整備局副局長 殿	九州運輸局長 殿
北陸地方整備局長 殿	神戸運輸監理部長 殿
北陸地方整備局次長 殿	東京航空局長 殿
中部地方整備局長 殿	大阪航空局長 殿
中部地方整備局副局長 殿	観光庁次長 殿
近畿地方整備局長 殿	気象庁長官 殿
近畿地方整備局副局長 殿	運輸安全委員会事務局長 殿
中国地方整備局長 殿	海上保安庁長官 殿

財計第4804号  
令和3年12月17日

各省各庁の長 殿

財務大臣 鈴木俊一

「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（令和3年12月17日付財計第4803号）第2（1）及び（2）に定める率について

標記のことについては、下記のとおりとしますので、御了知の上、貴省庁関係の地方支分部局等の機関に対しても、周知願います。

記

区分	率
大企業	3%
中小企業等	1.5%